

刑名	輕罪		普通刑法		總計
	罰金 二十圓以下	拘留 十圓以下	禁錮 シタル シタル シタル シタル	刑罰 テ論ゼズ	
士官	-	-	二	三	一〇
下士	-	八	五	六九	一八五
憲兵下士	-	-	-	二	三
卒	二	四	一	六三	二一九
憲兵卒	-	二	-	一五	三八
生徒	-	-	-	一六	三三
職工	-	-	-	-	七
軍屬	-	-	-	三	三
役使	-	-	-	二七	五一
囚徒	-	-	-	二	二
常人	-	-	-	〇	二
合計	二	三五	七	七九	二五五

右表中陸軍刑法及普通刑法ニ該リシ者ノ内附加刑ヲ受ケシ者ヲ左ニ掲グ

刑名	陸軍刑法	普通刑法	總計
士官	-	-	-
下士	-	一九	二〇
憲兵下士	-	-	-
卒	-	一九八	二〇〇
憲兵卒	-	三	三
生徒	-	-	-
職工	-	-	-
軍屬	-	-	-
役使	一〇	六	一六
囚徒	-	-	-
常人	-	一〇	一〇
合計	一〇	二四一	二五五

第二百六十一 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍

年齢	人員	族籍	人員	本表ニハ重複人員ヲ省キテ其實數ヲ掲グ	
				總計	總計
十五年以上二十年未満	二二	士族	二二	二二	二二
二十年以上三十年未満	三三	平民	三三	三三	三三
三十年以上四十年未満	三八	平民	三八	三八	三八
四十年以上五十年未満	三	平民	三	三	三
五十年以上六十年未満	二	平民	二	二	二
總計	二四四	平民	二四四	二四四	二四四

明治十六年

第二百六十二 未決囚出入人員

囚獄	越シ人員	新入	監	合計	放出	決	反獄	越獄	監	監病	監死	合計	殘留人員
東京	二	九六七	-	一〇九四	-	九〇五	-	一八	-	-	三	九二九	一六五
仙臺	二	二二六	-	二二八	-	九九	-	-	-	-	三	一一三	一五
青森	五	三六	-	四一	-	三八	-	-	-	-	一	三九	二
名古屋	三七	一九二	-	二二九	-	二六七	-	-	-	-	-	二九一	二五
大阪	一三	七八	-	九一	-	九二	-	-	-	-	-	九六	一
合計	六九	五九六	一五	六八〇	-	五九四	-	三三	-	-	五	六二二	五九

明治十六年